

めしかば、はか行て成就すと云ふ、

〔飛州志二〕炭

本土常用ノ炭也、吉城郡ノ山中ニ炭竈アリ、凡テ雜木ヲ以テ焼出ス、其性甚ダ輕柔也、國用タレルノミ、

〔紀伊續風土記 物産十下〕炭 伊都、在田、日高、牟婁、四郡山中の諸莊より出づ、中にも田邊炭田邊熊野炭郷製の名高し、

野炭尾鷲郷製の名高し、

炭用法

〔今川大雙紙上〕躰式法の事

一御座敷に炭をおこす事、努々炭を其まゝくづし入る事不可有、炭取より手にてつかみ置べし、くづし入る、事は、彼一段之時くづし入る、也、座敷に置時は、いかにも山の如高くつみあげて置也、又口にてふかぬ事也、火箸をば灰の中に可置也、

〔大和本草火三〕炭火 本草ヲ考ルニ、樸イヌノ炭火ハ一切ノ金石ノ藥ヲ煎、燂炭火ハ百藥ヲ煎ジアブル

ニ宜シ、今按カタギクヌギナドノ堅木ノ炭性ツヨシ、發散瀉下ノツヨキ藥ヲ煎ズベシ、其餘ノヤ

ハラカナル木ノケシ炭ヲ用テ、滋補ノ藥ヲ煎ズベシ、略山ヨリ焼出ス堅木ノ炭火ハ、猛烈ニテ

衾爐ニ用ベカラズ、酒家ノ甑下ニタク火ノケシ炭ヲ用ユベシ、又鍛冶ノ用ル炭モ亦火烈シカラ

ズ、

炭供給

〔令義解雜十〕凡給後宮及親王炭謂嬪以上、其皇后者、自入供進之例、起十月一日、盡二月卅日、其薪知用多少、量給、供進炭者、不在此例、

〔延喜式五齋宮〕月料小月物別減二廿分之一〇中略

炭廿四石

〔延喜式二十三民部〕凡延曆寺定心院十禪師并釋迦堂五僧料、炭者令近江國以篠丁燒備、每年起十一月